

事務処理フロー図

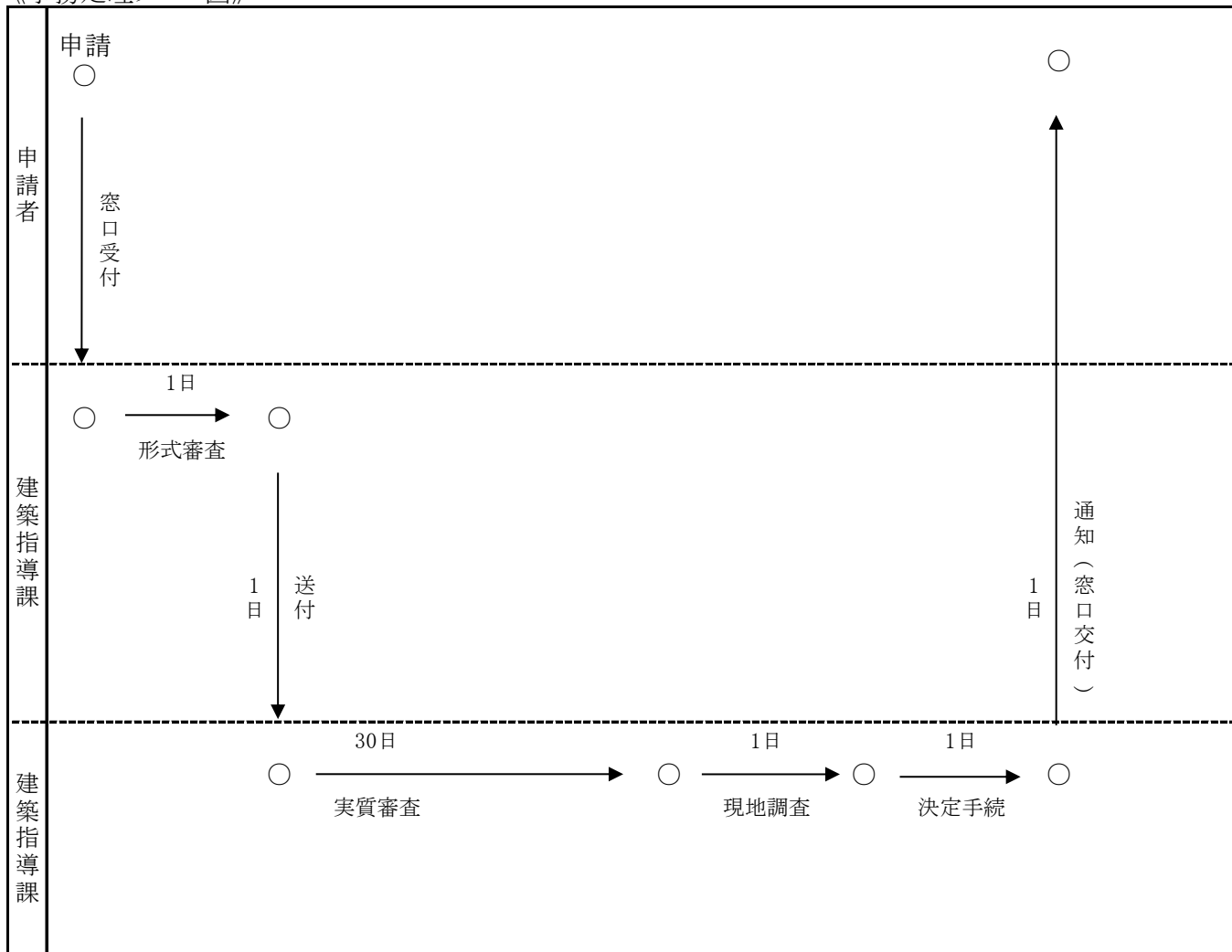
事務名	移転に支障のない建築物の認定
根拠法令	建築基準法施行令第137条の16第2号

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導担当 電話30-745

標準処理期間計	35日
---------	-----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	送付	形式審査が終了した申請書が、処理機関である指導担当に送付されます。
3	実質審査	申請書の内容について、法令規定に適合するものかどうかを審査します。
4	現地調査	現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
5	決定手続	許可の諾否について、都市整備局市街地建築部建築指導課長又は都市整備局市街地建築部長が決定します。
6	通知	申請者に通知します。